リーガルゴーストショップ認定施工店

フロントガラス　フロントドアガラス　フロントクォーターガラスに適合フィルム施工

以上のガラスには道路運送車両の保安基準（第２９条　窓ガラス）に、**可視光線透過率は70%以上の基準**に適合するものでなければならないと記されています。

道路運送車両法の保安基準の細目を定める告示（第１９５条窓ガラス）

３、自動車の前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第２９条に第３項の告示で定める基準は、次の各号に揚げる基準とする。

①、透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。

②、運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上のものであること。

５、窓ガラスへの装着、貼り付け塗装または刻印に関し、保安基準代２９条第４項第６号の告示で定めるものは、次の各号に揚げるものとする。

⑥、**装着され貼り付けられ、または塗装された状態**において、透明であるもの。この場合において、運転者が交通状況を確認するために、必要な視野の範囲に係る部分にあっては、可視光線透過率が70%以上あることが確保できるもの。（国土交通省ホームページより抜粋）

ゴーストフィルム保安基準適合証明書の発行

当社では、フロントガラス・フロントドアガラス・フロントクォーターガラスにゴーストフィルムを施工した場合は、「光明理化学工業株式会社の可視光線透過率測定器　PT–50』にて測定して、保安基準に適合していることを証明します。上記部分の可視光線透過率が70%を下回る自動車が、社外に出ることはありません。ただし、測定値は施工時のもので、将来の可視光線透過率を保証するものではありません。

お問い合わせ先　　株式会社　大分ラルグ　〒870-0846 大分市花園２丁目8-38
電話：097-54-9238